



# 「子ども手当」が 平成22年 4月から はじまりました

子ども手当制度は、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するために、平成22年度に新設されました。

この手当は、中学校を卒業するまでの子どもを養育されている方に支給され、受給にあたっては申請が必要です。新たに子ども手当の対象となる子ども（中学2・3年生）がいる方、所得制限限度額オーバーのため児童手当をもらっていない方、児童手当未申請の方は、申請が必要となります。

ただし、平成22年3月31日現在で児童手当を受給している方は、原則として新たな手続きは必要ありません。  
なお、公務員については、勤務先で手続きしてください。

## 児童手当から子ども手当への変更点

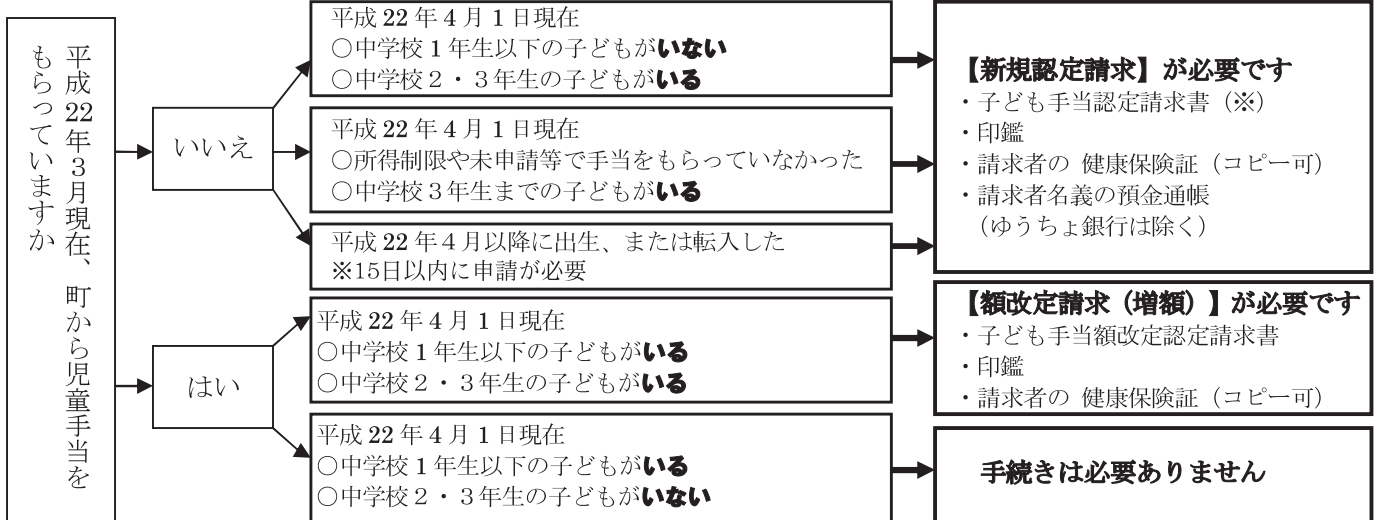
	児童手当	子ども手当
対象児童	小学校6年生まで	中学3年生まで
支給額（月額）	【3歳未満】 一律 10,000円 【3歳以上】 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	一律 13,000円 ※1
支給日	6月・10月・2月	6月・10月・2月
現況届	毎年6月	毎年6月※2
所得制限	あり	なし
寄付制度	なし	あり ※3

※1 平成22年度は子ども手当が支給されるため、児童手当は支給されません。ただし、平成22年度の手当の支給において、平成22年3月31日現在、児童手当を受給していた人は、6月定期支払いに、2月・3月分を「児童手当」、4月・5月分を「子ども手当」として支給されます。

※2 子ども手当を受けている人は、6月中に「子ども手当現況届」を提出しなければなりません。この届けの提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなり、対象者には、6月中旬に現況届に関する通知を送付する予定です。

※3 子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、寄付を行う手続きもありますのでお問い合わせください。

## 子ども手当をもらうための手続きは



申請が必要と思われる人には、平成22年4月1日現在、五霞町の住民基本台帳等をもとに申請に関する通知を送付（5月上旬）してあります。  
申請書と必要書類をそろえて健康福祉課社会福祉グループに提出してください。なお、対象と思われる人で通知が届かない場合は、お問い合わせください。

○申請書の提出期限日  
**9月30日(木)まで**

※制度の変更に伴い、新たに受給対象となった人で、提出期限日までに申請があった場合は4月分からの受給となります。提出期限日以後の申請は、申請があった翌月分からの受給となります。申請はお早めにお願います。

○届出の内容が変わったとき  
出生などにより支給対象となる子どもが増えた場合や住所を異動した場合など、届出の内容に変更が生じたときは、申請が必要となります。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(04)1111内線237